

## 「犯罪被害者週間」啓発キャンペーンの実施結果について

誰もが犯罪被害者等となりえるなか、国民の誰もが犯罪被害者等の現状を理解し、そして犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて平成 17 年 4 月に犯罪被害者等基本法が施行され、平成 17 年 12 月にその具体的施策を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。

基本計画のなかで、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、国民の理解と配慮・協力が必要であるとしています。

この「国民の理解の増進」を図るための施策の一つとして、全国的に毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までを「犯罪被害者週間」とし、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施することとしています。

この週間の中で、NPO 法人神奈川被害者支援センターと神奈川県庁及び神奈川県警察の主催により、横浜駅東口の横浜新都市ビル（そごう）地下 2 階の新都市プラザにおいて、11 月 28 日（金）午後 2 時から午後 3 時まで

啓発活動の主なものは、次の 2 つです。

- (1) 神奈川県警察音楽隊による演奏
- (2) 街頭宣伝活動（音楽隊の演奏を聞いている人を中心に、公共通路を通行する者に啓発物品等を配付）

実施日時 平成 20 年 11 月 28 日（金）午後 2 時から午後 3 時まで

(実施風景)



